

令和4年(ラ)第151号 裁判官に対する忌避の申立却下決定に対する即時抗告事件

(原審・広島地方裁判所令和4年(モ)第106号、基本事件・広島地方裁判所三次支部令和4年(ワ)第14号)

決 定

広島県庄原市三日市町309

抗告人(申立人) 高 野 邦 夫

主 文

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

- 1 本件即時抗告の趣旨及び理由は、別紙即時抗告状及び「(即時)抗告理由書」と題する書面(写し)のとおりである。
- 2 当裁判所も、本件忌避申立てに理由がないものと判断する。その理由は、原決定の「理由」欄に記載のとおりであるから、これを引用する。抗告人は、抗告理由の中である主張するが、いずれも民事訴訟法24条1項の「裁判の公正を妨げるべき事情」に該当する事実は認められないとの判断を左右するものではない。
- 3 よって、原決定は相当であり、本件抗告は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり決定する。

令和4年8月31日

広島高等裁判所第4部

裁判長裁判官 横 溝 邦 彦

裁判官 梅 本 幸 作

裁判官

佐々木 清 一

